

議案第 64 号

泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約を次のとおり変更することについて、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町と協議するものとする。

令和 3 年 12 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約のうち、広域福祉課の執務場所である泉佐野市役所の所在地が住居表示実施により所在表記が変更となるため、関係市町と協議するにあたり、議会の議決を求めるものです。

泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約

泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約（平成 25 年告示第 10 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「大阪府泉佐野市市場東一丁目 295 番地の 3」を「大阪府泉佐野市市場東一丁目 1 番 1 号」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 1 月 11 日から施行する。

泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約（平成25年告示第10号）の一部を変更する規約新旧対照表

変更案	現行
(執務場所) 第4条 広域福祉課の執務場所は、 <u>大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号</u> 泉佐野市役所内とする。	(執務場所) 第4条 広域福祉課の執務場所は、 <u>大阪府泉佐野市市場東一丁目295番地の3</u> 泉佐野市役所内とする。